

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2017年度秋入学・2018年度春入学
一般入学試験（A日程・8月27日分）

試験科目：民事訴訟法

1. 出題趣旨

[1] 当事者能力と当事者適格 当事者能力と当事者適格という基本的な概念についての理解を問う問題である。この二つの概念は、訴訟の主体について、判決をするのにふさわしいものとそうではない者とを選別するという点では共通の機能をもっている。ただし、当事者能力は、具体的な請求とは無関係に当事者となる一般的な資格を問題にするのに対して、当事者適格は原告の定立した請求との関係での資格を問題にするものである。

[2] 確認の利益の判断基準 確認の利益は、原告の権利又は法的地位について不安・危険が現存し、その除去のために一定の法律関係の存否を被告との間で判決により確定することが必要かつ適切である場合に認められる。その存否は、①確認対象の適切性、②訴訟形式の適切性、③即時確定の利益の存在によって判断される。以上のような一般論を前提にさらに具体的な説明を追加することが望まれる。

[3] 訴訟手続の中断・受継 民訴法124条以下の定める訴訟手続の中断・受継について理解しているのかを問う問題である。

2. 採点実感

[1] については、当事者能力についての基本的な理解があることは多くの答案が示していたが、当事者適格についてかなりあやふやな記述があった。

[2] については、三つの判断基準について触れているものの、「即時確定の利益」に関する説明が不十分であったものが多かった。

[3] については、条文を引用している者の、中断と受継の関係について全く説明していない者が大部分であった。

3. 学習方法

民事訴訟法の基本書を必ず通読することと、判例百選にもかならず目を通すことが必要である。」

